

保育園における与薬、感染症における意見書・登園届について

横浜小谷かなりや保育園

保育園における与薬について

保育園では原則として、園児への投薬は致しておりません。

しかし、抗けいれん剤、心疾患用薬剤、食物アレルギーの予防薬など、慢性疾患を抱える園児がどうしても決まった時間に投薬することが必要であると医師が判断する薬に限り、保育園での与薬を依頼することができます。熱性けいれんを起こしやすい園児が用いる発熱時のけいれん予防の薬（ダイアップ坐剤）、食物アレルギーの児が誤食によってアレルギー症状を起こした時に服用する薬（抗ヒスタミン剤）など、状態が変化した時に1回だけ用いる頓用薬もこれに含まれます。（横浜市医師会資料より抜粋）

上記により、保育園での薬の与薬が必要な場合は、担任または事務所までご相談いただき、下記書類等のご準備・ご提出をお願いいたします。

《与薬を保育園へ依頼する際準備するもの》

- 与薬に関する主治医意見書
- 与薬依頼書（保護者記載用）
- 1回分の薬（薬の袋などに必ず記名をお願いします）

下記の通り、急性の病気に対する保育園での与薬対応を行うことは出来ません。回数を調整できる薬等に関しては、主治医にご相談いただき、ご家庭での与薬にご協力下さい。

急性の病気では、本来保護者による日常的な看護が必要で、保育園にいる間に薬を服用しなければならない状態は登園にふさわしくありません。従って、いわゆる『かぜ薬』と称される薬、すなわちせきや鼻水、下痢など、急性疾患に対する薬は、抗生物質も含めて園での与薬の対象にはなりません。

（横浜市医師会資料より抜粋）

感染症における意見書・登園届について

学校保健安全法に定められている感染症に関しては、治癒後の登園時に医師の記入による登園可能なことを証明する「意見書（医師記入）」と医師の診察により登園可能なことを証明する「登園届（保護者記入）」がございます。年度初めに配布させていただきますので、そちらをコピーしてご利用下さい。保育園玄関にも置いてありますので、ご活用下さい。